

諮問番号：平成 30 年度諮問第 2 号

答申番号：平成 30 年度答申第 2 号

答申書

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 30 年 8 月 15 日に提起して処分庁銚田市長が行った差押債権の換価代金の配当処分の取り消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第 2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁が行った本件配当処分は、違法な債権差押処分の取り消しを求めるべく行った審査請求に対する裁決を経ているにもかかわらずなされた処分であり違法である。
- (2) 本件配当処分は、違法な債権の差押え処分（重複した差押え及び賦課処分の違法性）を承継しているため違法である。

2 処分庁の主張

- (1) 本件配当処分は、国税徴収法第 128 条から同法第 135 条の規定に基づき、適法になされている。

第 3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 国税徴収法第 128 条から第 133 条において、差押債権の取り立てによる金銭は、配当をしなければならないとされており、平成 30 年 8 月 9 日に取立て後、同月 13 日付け配当計算書が作成され、審査請求人に発送された。以上の手続きは、適法になされている。
- (2) 本件差押処分の審査請求は平成 30 年 8 月 13 日になされたものであり、本件配当処分は、審査請求人が主張する、審査請求の裁決を経ているにもかかわらずなされた処分ではない。
- (3) 配当処分については、差押処分の違法性が承継されるが、本件差押処分において、賦課処分と滞納処分はそれぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるため、賦課処分の違法性は滞納処分には承継されないこと、さらに、差押債権の換価後、速やかに不動産の差押えを解除しており、国税徴収法第 48 条第 1 項に規定する超過差押には当たらないことから、適法である。したがって、本件配当処分も適法である。

第 4 調査審議の経過

平成 30 年 12 月 21 日	諮問書の受付
平成 30 年 12 月 26 日	審議（平成 30 年度第 1 回銚田市行政不服審査会）
平成 31 年 1 月 23 日	審議（平成 30 年度第 2 回銚田市行政不服審査会）

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張、審理員意見書を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

本件処分は、処分庁が、審査請求人が滞納している固定資産税及び延滞金を徴収するため、地方税法第373条第1項第1号の規定に基づき納税義務者である審査請求人の預金債権を差押え、国税徴収法第67条の規定に基づき差押えた債権を取立て及び同法第128条の規定に基づき換価代金等の配当処分を行ったものである。

2 本件処分について

関係法令の規定に基づく適正な手続きを経て行われており、違法性又は不当である点は見当らない

3 審理員手続の適正性等について

審理員の審査手続については、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、当審査会は、第1の記載のとおり答申する。

銚田市行政不服審査会

会長 柳橋 政義

委員 沼田 妙佳

委員 井郷 實

委員 海老澤 光男